

【報 告】 実行委員会会則の改正について

全国植樹祭開催に向け、伊達市長及び一般財団法人福島県林業会館理事長による協力が必要であることから、実行委員会委員に就任していただくため、会則を改正するもの。

1 委員に就任いただいた理由

(1) 伊達市長

伊達市霊山こどもの村を会場として開催予定の1年前記念イベントについて、関係市町村として協力いただくため。

(2) 一般財団法人福島県林業会館理事長

森林ボランティア団体等への助成事業を実施しており、全国植樹祭の開催に向けて、意識醸成に係る森林ボランティア団体等の支援を引き続き実施するため、林業関係者として協力いただくため。

2 会則の改正内容

別紙新旧対照表のとおり。

(別紙)

第69回全国植樹祭福島県実行委員会会則 新旧対照表

新				旧				
別表1 (第5条関係)				別表1 (第5条関係)				
職名	区分	所属	役職	職名	区分	所属	役職	
委員	市町村	福島県市議会議長会	会長	委員	市町村	福島県市議会議長会	会長	
		福島県町村議会議長会	会長			福島県町村議会議長会	会長	
		福島市	市長			福島市	市長	
		会津若松市	市長			会津若松市	市長	
		郡山市	市長			郡山市	市長	
		いわき市	市長			いわき市	市長	
		白河市	市長			白河市	市長	
		南相馬市	市長			南相馬市	市長	
		伊達市	市長			_____	_____	
		大玉村	村長			大玉村	村長	
	林業等 関係団体	(略)			委員	林業等 関係団体	(略)	
		福島県森林土木建設業協会	会長	福島県森林土木建設業協会			会長	
		<u>一般財団法人福島県林業会館</u>	<u>理事長</u>	_____			_____	
		一般社団法人福島県造園建設業協会	会長	一般社団法人福島県造園建設業協会			会長	
	附 則 1 この会則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則 1 <u>この会則は、平成29年1月24日から施行する。</u>				附 則 1 この会則は、平成28年4月1日から施行する。 _____ _____			